

中間検査の再指定のお知らせ

和歌山県（和歌山市を除く県内全域）では、平成 19 年 6 月 20 日から建築基準法に基づく中間検査を実施していますが、今回下記の内容で中間検査の実施について再指定を行いましたのでお知らせします。（平成 25 年和歌山県告示第 167 号）

記

1 中間検査を行う期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで ※下線部は変更箇所

2 対象建築物

新築、増築、改築に係る部分が次に掲げるもの

- (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が 2 以上かつ延べ面積が 50 ㎡を超えるもの
- (2) 建築基準法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する建築物で延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもの又は階数が 3 以上のもの

3 指定する工程及び特定工程後の工程

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（枠組壁工法又は木質系プレハブ工法（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に定める工法をいう。）による場合にあつては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄骨造	2 階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2 階のはり及び床版の取り付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2 階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2 階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取り付け工事
その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

※適用除外・・・丸太組工法、法 85 条の適用を受ける仮設建築物は対象としない。

◇ 再指定後の変更点は、下記の 2 点です。

- ① 中間検査を行う期間の延長（平成 28 年 3 月 31 日まで）
- ② 従来は新築のみを中間検査の対象としていましたが、再指定により新築に加えて、増築、改築に係る部分が上記(1)(2)に該当するものも対象となります。

◇ 平成 25 年 4 月 1 日以降の確認申請の受付分が対象となります。

（それ以前の確認申請受付分は、従来の中間検査の実施内容が適用されます。）

※詳細については、県庁建築住宅課建築審査班（TEL:073-441-3185）までお問い合わせください。